

答 申 書
(答 申 第 221 号)
平成 28 年 11 月 8 日

1 審査会の結論

電力事業者との協議に関する公文書について、別紙 1 の表の「非開示とした部分」欄に掲げる部分のうち、同表の「開示すべき部分」欄に掲げる各部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「直近の核燃料税の更新にあたり、電力事業者と協議した際の会議録および、協議の場で提示した書類一式」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙 1 について対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、その一部が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報（以下「1 号情報」という。）、同項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）、同項第 5 号に規定する非開示情報（以下「5 号情報」という。）、同項第 6 号に規定する非開示情報（以下「6 号情報」という。）及び同項第 7 号（以下「7 号情報」という。）に規定する非開示情報に該当するとして平成 28 年 2 月 22 日付け税務第 3011 号で公文書一部開示決定通知（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件処分のうち異議申立てに係る非開示部分の処分を取り消し、開示することを求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 1 号情報の該当性について

ア 実施機関は一部開示した公文書に記録されている情報のうち、電力事業者の社員の氏名、所属、役職名については、明らかに個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、1 号情報に該当すると主張している。

イ 条例第 10 条第 1 項第 1 号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

ウ 本件公文書のうち、電力事業者の出席者に係る情報の部分については、特定の個人であることが明らかに識別され、又は識別される可能性のある情報であり、一般にそのような情報は、通常他人に知られたくないと認められるため、1 号情報に該当するものと判断する。

(4) 2 号情報の該当性について

ア 実施機関は一部開示した公文書に記録されている情報のうち、会議録の一部については、電力事業者の営業上又は内部管理上の秘密に当たると考えられる情報が含まれており、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため、2 号情報に該当すると主張している。

イ 条例第 10 条第 1 項第 2 号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有

する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

ウ 本件公文書のうち、第1回会議録中の電力事業者の経営状況を推測させるような意見及び第3回会議録の税見込額に関する説明には、電力事業者の営業上の秘密事項が含まれているため、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 5号情報の該当性について

ア 実施機関は一部開示した公文書に記録されている情報のうち、第1回打合せにおける資料3-1の「条例適用期間における総税収見込額」欄の記述については、公表しないことを前提に他の地方公共団体から取得した情報であって、開示することが趣旨に反すると認められるものであるため、5号情報に該当すると主張している。

イ 条例第10条第1項第5号は、道等と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

ウ 本件公文書のうち、5号情報に該当すると実施機関が主張しているものは、第1回打合せに係る資料3-1の中の総税収見込額に関する記述であり、これは北海道が福井、青森、石川の各県に公表しないことを前提に入手した情報であることから、これを公表することはお互いの今後の協力関係が損なわれると考えられるため、5号情報に該当するものと判断する。

(6) 6号情報の該当性について

ア 実施機関は一部開示した公文書に記録されている情報のうち、会議録及び資料（1号、2号、5号及び7号に該当するものを除く）については、核燃料税の更新は今後も繰り返し行われる可能性があり、納税者との協議・調整に関する情報を開示することにより、将来における率直な意見交換を阻害するなど、事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるものであるため、6号情報に該当すると主張している。

イ 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

なお、本号に規定される「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする」と認められるには、開示することにより、将来の同種の事務等の円滑な実施を著しく困難にする抽象的な可能性があるだけでは足りず、そのことが客観的に判断できることが必要であると考えられる。

ウ 実施機関は、非開示部分のうち他号にあてはまらない会議録の内容部分及び資料を6号情報に該当するとして非開示としている。

その中には、入札に関する情報、率直で具体的な私見や意見交換など公開すると、今後の同種事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると客観的に認められるものもある。

しかし、個別に見ていくと、6号で非開示にしたもののうち、第1回打合せの会議録の概要及び内容のうち「核燃料税の更新スケジュールについて」（付随する資料1を含む）、「核燃料税の税収推移」、「先行県の状況について」（一部個人的見解を除く）並びに「知事答弁について」等につい

ては、公表しても将来の同種の事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にする抽象的な可能性しか認められず、客観的に判断できるとまでは言えないものもあることから、これらについては開示が適当であると判断する。

同様に、第2回の「核燃料税条例更新に係る局長発言要旨」及び「核燃料税条例更新（案）の概要」の財政需要に関連する記述を除いた部分、第3回の会議録のうち概要及び内容の「(3) その他」の中の更新スケジュールに関する部分等、「北海道核燃料税条例（案）の主な改正点」（資料1-1）及び「北海道核燃料税条例（案）新旧対照表」（資料1-2）並びに第4回会議録の概要等、「道議会における更新方針の報告について」及びそれに付随する道議会提出資料である「核燃料税の更新方針について」（資料2）についても、開示が適当であると判断する。

(7) 7号情報の該当性について

ア 実施機関は一部開示した公文書に記録されている情報のうち、第1回の資料2-1及び第3回の資料2については、道が核燃料税の賦課徴収をするにあたり知り得た秘密であり、法令（地方税法（昭和25年法律第226号）第22条）の規定により開示することができない情報であると認められるものであるため、7号情報に該当すると主張している。

イ 条例第10条第1項第7号は、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに開示することができないとされている情報を非開示情報に該当する旨を定めている。

ウ 本件公文書のうち、第1回の資料2-1及び第3回の資料2については、電力事業者が提出した税に係る申告書から取得した情報が含まれており、これを公開することは税務職員の秘密漏洩に関する罪を規定した地方税法第22条に反すると考えられるため、開示することができず、7号情報に該当するものと判断する。

(8) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は文書の開示を求めるに当たって、非開示部分について「情報公開条例の精神から逸脱している」及び「税の透明性を著しく阻害されている」旨を主張する。

これについては、北海道情報公開条例第10条第1項各号において、非開示情報として原則公開の例外となる情報を具体的に類型化しており、非開示情報が記録されている公文書の開示請求があった場合は、これに照らして適正に判断することとされていることから、異議申立人のその他の主張については、採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年3月18日	○ 諮問書の受理（諮問番号518） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成28年3月30日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成28年4月14日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成28年5月25日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成28年6月28日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の補足説明を聴取 ○ 審議

平成28年8月8日 (第一部会)	○ 審議
平成28年9月12日 (第一部会)	○ 審議
平成28年10月11日 (第一部会)	○ 答申案骨子審議
平成28年10月31日 (第86回全体会)	○ 答申案審議
平成28年11月8日	○ 答申

公文書の名称	非開示とした部分	適用条項	開示すべき部分
※各公文書共通事項	電力事業者の社員の氏名、所属及び役職名	北海道情報公開条例（以下「条例」という）第10条第1項第1号	なし
1 「核燃料税に関する打合せ（第1回）」 （平成24年8月29日開催）	式次第のうち、「議題1」、「資料1」、「議題2」及び「資料2-1」の標題	条例第10条第1項第6号	式次第のうち、「議題1」「資料1」「議題2」の標題
	会議録（核燃料税に関する打合せ（第1回））のうち、1ページ7行目から2ページ行末までの記述	条例第10条第1項第2号及び第6号	会議録のうち、 1 「概要」の全て 2 「内容」の(1)(2)(4)の全て (3)の標題と「条例更新…」から始まる2行 ・付きの7項目のうち1番目から3番目及び5番目から6番目 (5)の標題「その他」 「次回打合せ」以下の全て
	資料1のすべて（1枚）	条例第10条第1項第6号	全て
	資料2-1のすべて（1枚）	条例第10条第1項第7号	なし
	資料3-1のうち、「条例適用期間における総税込見込額」欄の記述	条例第10条第1項第5号	なし
2 「核燃料税に関する打合せ（第2回）」（平成24年12月26日開催）	資料のすべて（2種、各1枚）	条例第10条第1項第6号	核燃料税条例更新に係る局長発言要旨のうち、 題名 1 「あいさつ」の全て 2 の標題及び「次に、具体的な…」の1行 (1)の標題「財政需要」 (2)から(6)までの全て 3 「おわりに」のうち、「以上が…」から4行目の「承知しているところ」までと、6行目後半の「道としては…」から最後まで 核燃料税条例更新（案）の概要のうち、 題名 1 の標題「財政需要」 2 から6までの全て

公文書の名称	非開示とした部分	適用条項	開示すべき部分
3 「核燃料税に関する打合せ(第3回)」(平成25年1月16日開催)	式次第のうち、「議題1」、「資料1-1」、「資料1-2」、「議題2」及び「資料2」の標題	条例第10条第1項第6号	式次第のうち、「議題1」「資料1-1」「資料1-2」「議題2」の標題
	会議録(核燃料税に関する打合せ(第3回))のうち、1ページ8行目から行末までの記述	条例第10条第1項第2号及び第6号	会議録のうち、 1 「概要」の全て 2 「内容」の(1)の標題及び「資料1-1…」の1行 (3)の標題及び「ア 特定納税義務者…」以下の・付き項目の3番目の「行われる。」まで 「ウ 次回協議について」以下の全て
	「資料1-1」(2枚)及び「資料1-2」(5枚)のすべて	条例第10条第1項第6号	北海道核燃料税条例(案)の主な改正点及び北海道核燃料税条例(案)新旧対照表のうち、全て
	「資料2」(1枚のすべて)	条例第10条第1項第7号	なし
4 「核燃料税に関する打合せ(第4回)」(平成25年1月30日開催)	式次第のうち、「議題1」、「資料1-1」、「資料1-2」、「議題2」及び「資料2」の標題	条例第10条第1項第6号	式次第のうち、「議題1」「議題2」「資料2」の標題
	会議録(核燃料税に関する打合せ(第4回))のうち、1ページ7行目から2ページ行末までの記述	条例第10条第1項第2号及び第6号	会議録のうち、 1 「概要」の全て 2 「内容」及び(1)の標題 (2)の全て (3)の標題及び「ア 条例案について」の1行及び「イ 核燃料の…」の1行と最終行の「以上」
	議題1に係る説明資料(1枚)、「資料1-1」(1枚)、「資料1-2」(1枚)及び「資料2」(1枚)のすべて	条例第10条第1項第6号	資料2の全て